

シンガポールにおける秋田県産青果物等販路構築業務委託 企画提案競技審査会実施要領

第１ 目的

シンガポールにおける秋田県産青果物等販路構築業務委託の企画提案競技審査会の実施については、この要領の定めるところによる。

第２ 企画提案競技審査会

次の審査委員による「シンガポールにおける秋田県産青果物等販路構築業務委託企画提案競技審査会」（以下「審査会」という）を設置し、選定を行うこととする。

（審査委員）

委員長	秋田県農林水産部	農業経済課販売戦略室長
委員	秋田県農林水産部	園芸振興課長
委員	秋田県観光文化スポーツ部	食のあきた推進課長
委員	一般社団法人	秋田県貿易促進協会 事務局長
委員	全国農業協同組合連合会秋田県本部	園芸畜産部次長

第３ 審査方法

企画提案競技参加者から提出された企画提案書等及び審査会におけるプレゼンテーション及びヒアリングについて、別記審査基準に基づき審査を実施し、最高得点者を受託候補者とする。

同点の場合は、審査会委員の協議により受託候補者を決定する。

企画提案が１社であった場合でも、評価を実施したうえ、審査会委員の協議により業務履行能力を判断する。

なお、標準点（審査員得点合計３００点）に達しない企画提案は、競技の対象としない。

第４ 審査会の庶務

審査会の庶務は、農業経済課販売戦略室販売戦略チームが行う。

第５ その他

この要領に定めるものの他、審査会の運営に関し必要な事項は、審査委員長が別に定める。

この要領は、令和７年４月１０日から施行する。

別記 審査基準

- 1 審査項目及び係数は、表 1 のとおりとする。
- 2 表 1 の各審査項目について、表 2 により評点を付ける。
- 3 2 の評点に表 1 の係数を掛け合わせて各審査項目の得点を算出し、これを合計して各審査委員の得点とする。
- 4 3 の各審査委員の得点を参加者ごとに集計し、参加者の総得点とする。
- 5 4 の総得点に、表 3 「女性の活躍推進に関する取組」及び表 4 「賃金水準の向上に関する取組」に応じて加点する。

表 1 審査項目及び係数

審 査 項 目		係数	得点
1	事業目的について		
	○ 仕様書の内容を理解しているか。また、企画提案書の内容は、仕様書と照らし的確か	2	10
2	事業の実施内容について		
	○ 独創性があり、創意工夫のある提案内容となっているか	3	15
	○ 提案内容は、具体的でかつ実現可能な内容となっているか	3	15
	○ 実需者等の理解が進み、秋田県産青果物等の輸出拡大につながる内容となっているか	4	20
3	業務の実施体制等		
	○ 過去に同様の企画運営を行った実績を有しており、本業務を確実に履行すると認められるか	2	10
	○ 責任者、役割分担、作業場所等が具体的に示され、本業務を確実に履行すると認められるか	2	10
4	費用の妥当性		
	○ 仕様書の内容を十分理解した上で、必要な経費全てを適切に見積もっているか	2	10

表 2 評点

評 点	5	4	3	2	1
評 価	優れている	やや優れている	普通である	やや劣っている	劣っている

表3 「女性の活躍推進」に関する取組の配点表

大区分	小区分		評価点		配点
一般事業主行動計画の策定・届出	従業員100人以下の企業	女活法 次世代法	各0.25	最大 0.5	5
えるぼしチャレンジ企業認定			1	最大 3	
法令に基づく認定	女活法＊	えるぼし	1.5		
		プラチナえるぼし	2		
	次世代法＊	くるみん	1.5		
		プラチナくるみん	2		
	若者雇用促進法＊	ユースエール	0.5		
秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰 女性の活躍推進企業表彰 子ども・子育て支援知事表彰 男女共同参画社会づくり表彰		各0.5	最大1	

*女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

表4 「賃金水準の向上」に関する取組の配点表

大区分	小区分	配点	
給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	1.50%以上	3	最大 5
	2.00%以上	4	
	3.00%以上	5	
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		0.5	

*所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

＜表3及び表4に関する注意事項＞

- 注1：表3において複数の大区分に該当する場合は、その合計点により配点を行う。
また、複数の小区分に該当する場合は、最も配点が高い区分により配点を行う。
- 注2：共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となつて提案を行う場合は、参加企業の配点の合計点を当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第1位を四捨五入）により配点を行う。

【得点計算方法】

- 各審査項目の得点（評点×係数）の合計＋「女性の活躍推進に関する取組」及び「賃金水準の向上に関する取組」による加点＝各審査委員の得点（100点満点）
- 各審査委員の得点を合計＝参加者の総得点（500点満点）

*標準点：300点（配点の6割×審査委員数）